

住居確保給付金のしおり

【転居費用補助編】

収入が著しく減少し、家計改善のために
家賃が低廉な住宅への転居の必要がある方へ

足立区

令和8年7月1日現在

住居確保給付金（転居費用補助）とは

同一の世帯に属する方の死亡又は本人もしくは同一の世帯に属する方の離職、休業等により、世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、**家計の改善に向けた支援**を行います。

支給限度額：下記を上限として、実際に転居に要する額を支給（足立区内に転居の場合）

279,200円（単身世帯）

300,000円（2人世帯）

324,000円（3人世帯）

344,000円（4人世帯）

364,000円（5～6人世帯）

※ 7人以上の世帯はお問い合わせください

※ 支給限度額は転出先自治体によって異なります。

支給方法：（転居先住宅に係る初期費用）原則として、貸主又は不動産仲介業者

等へ代理納付

（上記以外の経費）業者等へ代理納付又は本人口座

ご相談いただいてから、実際の給付まで数か月程度かかる場合がございます。下記の要件をご確認いただき、受給を希望する場合にはお早めにご相談ください。

※ 住居確保給付金は、転居費用補助の他に家賃補助があります。詳しくは別冊の家賃補助編をご確認ください。

住居確保給付金を受けるには、次の要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一の世帯に属する方の死亡、又は申請者もしくは申請者と同一の世帯に属する方の離職、休業等により、世帯収入額が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれがある方であること
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること
- ③ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること

- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の収入基準額以下であること(収入には、公的給付等を含む)

世帯人数	基準額		収入基準額(最大)
1人	92,000円	+ 家賃額	161,800円
2人	139,000円		214,000円
3人	172,000円		253,000円
4人	214,000円		300,000円
5人	255,000円		346,000円

※ 6人以上世帯の基準額はお問い合わせください

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下であること

世帯人数	金融資産
1人	552,000円
2人	834,000円
3人	1,000,000円
4人	1,000,000円
5人以上	1,000,000円

- ⑥ 生活困窮者家計改善支援事業において、その家計の改善のために次のイ)又はロ)に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること

イ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し(当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。)、家計全体の支出の削減が見込まれること

ロ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加する(当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。)が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること

- ⑦ 自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと

- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員でないこと

住居確保給付金（転居費用補助）の支給額

申請者が実際に転居に要する経費のうち、下記の支給対象となる経費が支給額となります。ただし、支給限度額(2ページを参照)を超えない額とします。

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・転居先への家財の運搬費用 ・転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料） ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む） ・鍵交換費用	・敷金 ・契約時に払う家賃（前家賃） ・家財や設備（ふろがま、エアコン等）の購入費

申請前に家計改善支援事業を利用してください

転居の必要性やその費用の捻出が困難であることについて、申請者の個別の事情を勘案したうえで、該当性を判断するため、福祉課での相談後、住居確保給付金申請前に家計改善支援事業による家計に関する相談支援(3か月程度かかる場合がございます)を受けてください。

足立区における家計改善支援事業は、下記にて実施しています。

事前に電話等でご予約をお願いします。

足立区家計改善支援事業実施先:福祉まると相談課

(東部拠点)

足立区梅島2-2-2 足立区役所 別館1階

電話:03-3880-5705

(西部拠点)※ 令和7年4月21日から

足立区江北5-14-5 すこやかプラザあだち

電話:03-5888-4571

※ オンライン相談も承っております。

どちらでも
OK!

転居により家計改善が見込める場合は、「要転居証明書」が交付されます。

住居確保給付金申請時に「要転居証明書」も提出していただきますので、紛失しないようにしてください。

お部屋探して困ったら

高齢などを理由に部屋を借りられない、立ち退きのお知らせが届いたが、次の住まいが見つからない等、お部屋探しにお困りの場合は、住宅課にご相談ください。

【お部屋探しのご相談先】住宅課住宅計画係

足立区中央本町1-17-1 足立区役所 中央館4階

電話:03-3880-5963

転居する物件が決まったら

不動産仲介業者等に予定住宅通知書の記載をしてもらってください。

その後、予定住宅通知書を福祉課に提出してください。

あわせて、初期費用や転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類も提出してください。

支給が決定したら決定通知書を交付します。ただし、転居に要する費用が決定通知書に記載の支給額を超える場合は、差額が自己負担となります。審査から着金までは3週間程度かかります。

また、転居に要する費用の実際の支出額が支給額を下回った場合は、差額を返還していただきます。

転居が終わったら

入居日から7日以内に住居確保報告書と実際に支払った額を確認できる書類(領収書等)を提出してください。

また、以下の場合に限り、追加で支給することができます。

- ◆ 実際の支出額が支給額を上回っていた場合、支給額の上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲内である

転居後も継続して支援します

住居確保給付金の受給後、福祉まると相談課が、家計の改善状況を確認するとともに、居住環境や生活面の困りごとがある場合は、引き続き支援していきます。

住居確保給付金の再支給について

住居確保給付金の受給後、次のすべてに該当する場合は再支給を受けることができます。

- ◆ 受給者が転居費用補助の受給後に受給者と同一世帯に属する方の死亡、又は受給者もしくは受給者と同一世帯に属する方の離職、休業等(本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く)により世帯収入が著しく減少
- ◆ 前回の支給が終了した月の翌月から1年を経過している
- ◆ 住居確保給付金(転居費用補助)の支給要件に該当する

住居確保給付金を徴収する場合があります

転居費用補助の受給後に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付の全額又は一部について徴収します。

犯罪性のある不適正受給事案につきましては、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正に対応します。

不服の申立をする場合は

住居確保給付金に関する決定もしくは処分に関する不作為について、不服申立をした場合、足立区長に対し、審査請求を行うことができます。

住居確保給付金（転居費用補助）の 申請をするために必要なもの

申請書類

① 住居確保給付金支給申請書(様式1-2)

② 住居確保給付金申請確認書(様式1-2A)

③ 本人確認書類(次のいずれか)

運転免許証、個人番号カード、一般旅券、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者
保健福祉手帳、資格確認書、住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍全
部事項証明書、在留カード等の写し
※顔写真なしの証明書の場合は2点以上の提出が必要です。

④ 収入減少等関係書類

(収入が減少された方)

世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認で
きる書類

(離職等の方)

世帯収入額が著しく減少する直前に、申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は
申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認で
きる書類

⑤ 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確
認できる書類(直近3カ月及び減収前の月)

給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受
けている場合は「雇用保険受給資格者証」、年金を受けている場合は「年金額改定通
知(年金ハガキ)」、その他各種手当証書、その他各種福祉手帳等

⑥ 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者全員の金融機関のすべての通帳等

※ 株、投資信託、暗号資産等含む ※申請日時点の最新記帳済みのもの

※ 通帳なし取引(ネットやアプリ)の口座分も書面でご用意ください

⑦ 要転居証明書(様式20)

⑧ (持家の場合のみ)居住維持費用関係書類

申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用(固
定資産税、火災保険料等)の月額を確認できる書類

追加確認書類

【支給前に追加で確認する書類】

① 入居予定住宅に関する状況通知書(様式第2-2号)

② 初期費用及び転居に要する費用関係書類

初期費用の見積書、転居に要する費用(家財の運搬費用、原状回復費用等)の見積書等

【支給後に追加で確認する書類】

① 住居確保報告書(様式第5号)

② 賃貸契約書の写し

③ 新住所における住民票の写し

④ 初期費用及び転居に要する費用で実際に支払った額を確認できる書類(領収書等)

住居確保給付金（転居費用支援）の申請から決定まで

（住居を喪失するおそれのある方）

※住居を喪失した方は別途ご相談ください

① 相談・制度説明

お住まいの住所を管轄する足立福祉事務所福祉課にご相談ください。制度や要件等を説明します。

② 家計改善支援(3か月程度かかる場合がございます)

福祉まると相談課で家計改善支援を受け、「要転居証明書」の交付を受けてください。転居が必要でない場合は、別の施策を検討します。

③ 住居確保給付金の支給申請

必要書類を添えて、申請書をお住まいの住所を管轄する足立福祉事務所各福祉課に提出します。

④ 転居先住宅の確保及び不動産仲介業者等との調整

転居先住宅を確保し、不動産仲介業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」の記載を受け、申請した福祉課に提出してください。

⑤ 住居確保給付金の審査・決定(審査から着金まで3週間程度かかります)

- ・ 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。
- ・ 「住居確保給付金支給決定通知書」の交付と合わせて、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- ・ 住居確保給付金は、原則として、自治体から不動産仲介業者等へ直接振り込まれます。
- ・ 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居予定住宅の不動産仲介業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

生活費が必要な方は

- ◆ 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」や「臨時特例つなぎ資金貸付」が利用できる場合があります。

【ご相談先】 足立区社会福祉協議会

足立区中央本町1-17-1足立区役所 南館11階

電話:03-3880-5740

住居確保給付金のお問い合わせ先

担当福祉課名	管轄区域（50音順）
中部第一福祉課 〒121-8512 足立区中央本町4-5-2 03（3880）5875	足立1～4丁目、梅田1～8丁目、興野1～2丁目、 栗原1～4丁目、関原1～3丁目、西新井1～7丁目、 西新井栄町1～3丁目、西新井本町1～5丁目、本木北町、 本木西町、本木東町、本木南町、本木1～2丁目
中部第二福祉課 〒121-8512 足立区中央本町4-5-2 03（3880）5419	青井1～6丁目、梅島1～3丁目、弘道1～2丁目、 島根1～4丁目、中央本町1～5丁目、西綾瀬1～4丁目、 西加平1～2丁目、東六月町、一ツ家1～4丁目、 平野1～3丁目、保塚町、南花畑1～4丁目、六月1～3丁目、 六町1～4丁目
千住福祉課 〒120-0036 足立区千住仲町19-3 03（3888）3142	小台1～2丁目、千住曙町、千住旭町、千住東1～2丁目、 千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住桜木1～2丁目、 千住関屋町、千住龍田町、千住仲町、千住中居町、千住橋戸町、 千住緑町1～3丁目、千住宮元町、千住元町、千住柳町、 千住1～5丁目、日ノ出町、宮城1～2丁目、柳原1～2丁目
東部福祉課 〒120-0004 足立区東綾瀬1-26-2 03（3605）7129	綾瀬1～7丁目、大谷田1～5丁目、加平1～3丁目、 北加平町、佐野1～2丁目、神明1～3丁目、 神明南1～2丁目、辰沼1～2丁目、東和1～5丁目、 中川1～5丁目、東綾瀬1～3丁目、六木1～4丁目、 谷中1～5丁目
西部福祉課 〒123-0864 足立区鹿浜8-27-15 03（3897）5013	入谷1～9丁目、入谷町、扇1～3丁目、加賀1～2丁目、 江北1～7丁目、古千谷1～2丁目、古千谷本町1～4丁目、 皿沼1～3丁目、鹿浜1～8丁目、新田1～3丁目、 椿1～2丁目、舎人1～6丁目、舎人町、舎人公園、 堀之内1～2丁目、谷在家1～3丁目
北部福祉課 〒121-8555 足立区竹の塚2-25-17 03（5831）5797	伊興1～5丁目、伊興本町1～2丁目、竹の塚1～7丁目、 西伊興町、西伊興1～4丁目、西竹の塚1～2丁目、 西保木間1～4丁目、花畑1～8丁目、東伊興1～4丁目、 東保木間1～2丁目、保木間1～5丁目、南花畑5丁目

家計改善支援事業のお問い合わせ先

■福祉まるごと相談課（東部拠点）

足立区梅島2-2-2 足立区役所 別館1階
電話：03-3880-5705

■福祉まるごと相談課（西部拠点）

足立区江北5-14-5 すこやかプラザあだち
電話：03-5888-4571